

第8回（9月30日）

地域生活を支えるサービス体系の在り方について（2回目）等

- ホームヘルプサービスでは担えない送迎や一時預かりのニーズへの対応を、県単・市単事業で行っている。ホームヘルプサービスの便宜の内容の見直しが必要。
- 支援費サービス量・予算に限りがあり、契約について利用者も事業者も早い者勝ちになっている。また、事業者は、当面の安定的運営、利益確保のために、一定数の利用者を囲い込み、定型的なサービスを提供することとなり、利用者の利便性を欠く危険性がある。
- 高齢者デイサービスの利用者は要介護度の低い者が利用するが、障害者デイサービスは逆。デイサービスの利用に対するイメージの転換が必要。また、デイサービスの提供時間を確保するためには、送迎時間の長さがネックになっている。重度の障害者や障害児に対するサービスを具体的にどのように充実させていくかを考える必要がある。
- 利用者のニーズに対応して、若年ヘルパー、男性ヘルパー、ガイドヘルパーの増員が重要。また、障害者がヘルパーを希望するのは、これまでできなかつたことをできるようになりたいからであり、そこにはエンパワメントの視点が入ってくる。
- 入所施設と異なり、地域では生活の場と日中活動の場が別々になる。生活の幅の広がりに対応してサービスの層も厚くする必要がある。また、公助のみでニーズを賄うことは、一人の施設、世界一小さい入所施設のようなもの。地域とのつながりを実現するには、ケアマネジメントの手法を活用しながら、インフォーマルサービスを加え、地域の力を活用し、地域を育てていく視点を取り入れることも重要。
- サービスの利用者がどのような生活をしたいのかを基本にした介護であるべき。また、私的サービスについて考えることも重要だが、住宅・交通など様々な社会政策を含めて障害者を取り巻く環境を考えることも必要。
- 市の予算の使い方を考慮する必要がある。ある地域では、重度の知的障害者に月200時間しかホームヘルプサービスを使っていないところがあり、これで地域生活が維持できるか不安。レスパイトサービスよりもホームヘルプサービスを優先すべきではないか。

- 地域福祉において、従来のフォーマルサービスだけでなく、インフォーマルサービスを含む地域資源を有効に活用することが重要。
- 一般論として、自薦ヘルパー方式は尊重されるべきと考えているが、資格や費用の支払い方法で不明瞭さを感じたケースがあったので、当事業所では断ったこともある。
- 新たなサービスを無理につくって行かなくても、現行のサービスの幅を広くしたり、柔軟性を増したりすることによっていろいろなことがカバーできるのではないか。
- 現行のサービスを前提とせずに、障害者向けのサービスとは何なのかのサービス論を議論していくことが必要。
- ニーズとサービスの調整の仕組みと、インフォーマルケアを組み合わせて地域をつくっていくことを車の両輪として組み上げ、それらをベースに制度を考えていくことが必要。

第9回（10月14日）資料

居宅支援3事業に関する主な意見等

1. 議論が必要な具体的なニーズ

(1) 居宅支援全般

- ①入所施設から一時帰宅中の介助といった支援
- ②医療的ケアに対する対応

(2) ホームヘルプ

- ①例えば失禁、転倒、パニックといった突然に起こることに対する速やかな対応
- ②24時間体制で待機者がいて緊急派遣を行う緊急介助派遣のようなサービス
- ③職場や学校での介助
- ④例えば、自治体単独事業としての放課後の障害児童預かりの場所や、無認可作業所といった活動の場において、介護支援を担うスタッフが十分揃っていない場合の身体介助等
- ⑤重度の聴覚障害者について、情報、コミュニケーションに対する支援
- ⑥通勤・通学等の日常的かつ恒常的な移動に対する支援
- ⑦自閉症者に対する移動介護における見守りとしての支援
- ⑧移動介護における、公共交通機関以外の移動手段（自家用車等）
- ⑨移動介護における、宿泊を伴う外出
- ⑩ろう重複障害者にこそ、情報・コミュニケーション支援について議論が必要。
- ⑪視覚障害者に最も必要なガイドヘルプサービスに関して、利用手続きの簡素化が必要。

(3) デイサービス

- ①例えば学校からセンターへ、センターから保護者の職場へといった自宅外への送迎
- ②障害のある中学生や高校生の放課後や夏休みに関する対応

(4) ショートステイ

- ①施設以外での受入（共同作業やデイサービスセンター等）、受託先の弾力化
- ②通所施設における宿泊による受入

2. その他

(1) 地域生活支援に関する理念等

- ①これからの中長期的な施策は、施設サービスから在宅サービスの充実へシフトさせることが必要
- ②障害者のホームヘルプは、自宅における介護だけではなく、自立して社会で暮らすということをサポートすることである
- ③自立に向けたサービスの在り方を考え、提供していくことが重要
- ④エンパワメントの視点が重要
- ⑤障害者の介助サービスは、障害者のニーズに応じて時間、対象、サービス内容の3つについて無制限であるべき
- ⑥パーソナルアシスタント、ダイレクトペイメントの検討が必要
- ⑦ホームヘルプサービスの国庫補助基準は、NPOを含め提供基盤が整備されている都市部のサービス状況と町村のサービス状況に格差があることから、一律の基準ではなじまない

(2) 生活ニーズに応じたサービス提供の在り方

- ①公的サービスを弾力的・柔軟的な運用をすることで利用者ニーズの多くに対応可能
- ②公助のみでニーズを賄うことは、一人施設化（世界一小さい入所施設）。ケアマネジメントの手法を利用しながらインフォーマルサービスを加えるほうが、生活の幅に広がりができる
- ③現状で用意されている公的サービスの範囲を超えてニーズがある場合は、それを県や市町村に認識してもらい、欲しいサービスがなかったら作ってもらうよう活動しなければならない。
- ④ホームヘルプサービスをはじめとする現行のサービスについては、当事者の生活ニーズに合ったサービスが提供できるよう、柔軟に実施できる仕組みが必要。
- ⑤制度の柔軟性は必要だが、納税者である国民が納得できる客觀性や根拠を示し、合意を得ることが前提。
- ⑥サービスメニューを固定して、それに縛られるよりも現状の大まかな枠で良いのではないか。なお、制度の柔軟性はケアマネジメントやサービス調整の仕組みとセットであることが必要。

(3) 財源の確保、サービス量の確保

- ①サービス提供事業者について、特に町村部について事業者の確保が必要
- ②日常生活支援のサービスを提供する事業者数が少なくその確保が必要
- ③移動介護の単価は低いため、移動介護を行う事業者が少なく、その確保が必要
- ④地域に移行するためには、ショートステイ事業を増やすことが必要
- ⑤ショートステイがないため、市の単独事業でグループホームの寮を使って対応している
- ⑥全身性障害者の居宅支援に関するニーズの内、ホームヘルプサービスとして公的に提供すべき内容と範囲について検討し、市町村が行なう支給量決定の勘案基準等の策定を図ることが必要
- ⑦ガイドヘルパーについて、身体介護を伴う場合と伴わない場合の判断を含む最低限の基準を定めることが必要

(4) その他

- ①障害者(児)の地域生活支援の在り方を検討するに当たっては、三障害を一体的に捉えることが必要であり、精神障害者の地域生活支援の検討会とも連携しながら進めるべき。
- ②知的障害者本人も構成員に加えるなど、当事者の意見がより適切に反映されるよう運営上の工夫を行うべき。
- ③サービスの在り方についての議論を深めるため、ワーキンググループを設けるなど、運営上の工夫を行うべき。

第10回（10月28日）資料

就労・住まいの支援施策に関する主な意見等

（1）就労

- ①チャレンジド（障害者）が自立して納税者となる社会をつくっていくことが望ましい。
- ②介護を得ながらでも働き、社会を支える側に回りたいと考えているチャレンジド（障害者）があり、単に介護の量を増やすのではなく、誇りを持って生きていけるようにするためにどうすべきかの議論が必要。
- ③視覚障害者向けの授産施設等や第3セクター方式による企業の開設の促進等、視覚障害者の雇用促進
- ④通勤の困難な重度障害者等を念頭に、在宅就業におけるIT活用の推進
- ⑤在宅就業を行う障害者の仕事の受発注や技能の向上に係る援助を行う支援機関の育成、支援等の充実
- ⑥障害者の就業面と生活面での支援を一体的に行うため、障害者就業・生活支援センターを通じた支援の促進
- ⑦授産施設及び小規模作業所が、企業等における雇用に一層効果的につなげていくことができるよう、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者事業を活用するほか、適切な方法で施設外授産を行う。
- ⑧障害者が一人しかいないような小規模の職場におけるコミュニケーションの支援が不十分。家族や地域との調整などを行う生活支援の機能が必要。
- ⑨介護を受けながら働く人と、働きたくても働くことが困難な人とを分けて議論すべき。
- ⑩介護を受けながらでも働き、社会を支える側に回りたいと考えている障害者が多い。単に介護の量を増やすのではなく、誇りを持って生きていけるようにするためにはどうすべきかを議論することが必要。
- ⑪「入れ物・器」の議論ではなく、例えば、福祉的就労から一般雇用へ移行させるシステムをどのように構築するかといった「機能」の議論をすべき。
- ⑫障害者が働くことを行政の力だけでなく、その可能性を広げようと活動する者と企業の参画により支援することが必要。

(13)職業リハビリテーションにより、一般雇用や福祉工場での雇用につなげていくことが求められており、施設の多様な実態を踏まえ、一般雇用と福祉的就労の線引きを考え直すことが必要。

(2) 住まい

- ①ろう重複障害者が利用できるような福祉ホームの規制緩和や運用の見直し
- ②重症心身障害者福祉ホームの創設
- ③グループホームの世話人の業務と質の向上
- ④グループホームにおいてより多くの支援を必要とする者（重度障害者）への対応の必要性
- ⑤身体障害者向けのグループホーム制度の創設
- ⑥民間のアパートや公営住宅について、障害種別間の入居要件（単身生活の可否等）の格差の是正
- ⑦グループホームや民間のアパートに生活する障害者への家賃補助
- ⑧親亡きあとの当事者の家をグループホームとして活用するなど、地域の資源を有効に活用していけば生活の根拠ができ、社会参加につながる
- ⑨施設から地域への流れを具体的に押し進めるための取組みとして、グループホームの整備を一層進めていくことが必要。

第11回（11月14日）資料

相談支援、ケアマネジメントに関する主な意見等

1. 障害者基本計画及び障害者ケアガイドラインにおける位置づけ

（1）障害者基本計画における位置づけ

- ①身近な相談支援体制を構築するため、ケアマネジメント実施体制の整備やケアマネジメント従事者の養成を図る。なお、これらの相談窓口は、様々な障害種別に対応して総合的な運営を図る。
- ②市町村を中心とした相談・支援体制の充実を図り、これを拠点としてケアマネジメント体制を整備する。

（2）障害者ケアガイドラインにおける位置づけ

- ①障害者の地域生活を支援する観点から、障害者ケアマネジメントを活用した相談支援が重要である。
- ②障害者ケアマネジメントは、市町村が自ら実施するか、都道府県及び市町村が委託している相談支援事業において実施する。
- ③障害者ケアマネジメントは、福祉事務所、更生相談所、保健所及び精神保健福祉センターにおける相談業務においても活用すべきである。

2. 議論が必要と考えられる事項

- ①支援費制度の円滑な運営と障害者の地域の中での自立生活の一層の促進が図られるよう、相談支援及び地域生活支援体制の拡充について支援をすることが必要。
- ②関係者のケアマネジメントへの認識は低く、相談事業も障害種別ごとに行われているなど相談支援に関する取り組みが不十分。
- ③障害者ケアガイドラインの趣旨に沿って、ケアマネジメントの手法を用いた相談支援を行っている地域が少ない。
- ④障害者福祉におけるケアマネジメントの位置づけについてどう考えるか。また、支援費の支給申請・支給決定と相談支援、ケアマネジメントの関係についてどう考えるか。
- ⑤相談支援を行う事業者は、中立的な立場でケアマネジメントに携わることが望ましい。

- ⑥ケアマネジメントの実施主体はどうあるべきか。
- ⑦ケアマネジメント従事者を資格化する必要があるのではないか。
- ⑧障害者ケアマネジメントも、介護保険制度におけるケアマネジメントと同様に事業として位置づける必要があるのではないか。
- ⑨セルフケアマネジメントについてどう考えるべきか。
- ⑩地域におけるサービスの現状の把握や社会資源の開発、改善等を行うサービス調整の仕組みや位置づけをどう考えるべきか。
- ⑪サービス事業所を持たない相談支援機関は、経営面での安定性について懸念がある。
- ⑫ケアマネジメントについて、高齢者と障害者との違いや、身体障害者と知的障害者との違いを強調するのではなく、個々が違うことを前提に考えることが必要。

第12回（11月26日）資料

サービス供給を支える基盤（財源、人材面）に関する主な意見等

1. 財源

- ①ホームヘルプサービスをはじめとする在宅サービスについて、国の責任において財源を確保し、二分の一相当額を確実に市町村に助成するべき。
- ②障害者プランの方向性に沿って、施設サービス重視から在宅サービス重視に施策をシフトさせ、施設支援から居宅支援への財源配分の変更を図るべき。
- ③施設から在宅への流れを、具体的にどのように構築していくかが重要。その際、厳しい財政状況や施設入所者と在宅生活者の負担のアンバランスがある中で、限られた財源の配分を工夫することが重要。
- ④財源とサービスをどう融合させるかを考えることがこの検討会では必要。その人らしい自立した生活を支える、という理念に異論はなく、サービスの在り方論も長い間議論してきた。それを支える財源が問題。
- ⑤地方分権化の流れの中での障害者施策における国や都道府県の役割、介護保険との関係等も本検討会において議論が必要。
- ⑥支援費サービス量・予算に限りがあり、契約について利用者も事業者も早い者勝ちになっている。また、事業者は、当面の安定的運営、利益確保のために、一定数の利用者を囲い込み、定型的なサービスを提供することとなり、利用者の利便性を欠く危険性がある。
- ⑦今は、全障害者に占めるサービスの利用者数は少ないが、潜在的利用者を考慮すると、今後、その増大が見込まれる。今年度や来年度の予算の議論では済まされず、抜本的な制度の見直しが必要。
- ⑧財源の仕組みとして、介護保険を乗り越えてきた自治体の力を信じ、自治体が持てる力を発揮できるような仕組みとする必要があるのではないか。
- ⑨どのようなケアを目標とするのかを明確に提示することが、国民の負担をいただく前提。介護保険制度の仕組みを使いながら、障害者ケアにふさわしい仕組み、システムを議論することが重要ではないか。
- ⑩サービスの充実及び財源の確保を図り、真のノーマライゼーションの理念を実現するため、支援費制度と介護保険制度の整合性を図るとともに、現在の介護保険制度見直しの議論の中で、十分な議論をすべき。

⑪介護保険制度の見直しに併せて支援費制度の移行の議論をすることは時期尚早。

消費税も含めて国の財源の在り方について議論の対象にすべき。

⑫国は、居宅生活支援費の予算を施設訓練等支援費と同様に義務的経費にすべき。

2. 人材

(1) 量の確保

- ①障害者のホームヘルプサービスを担うヘルパーが不足している。特に、男性ヘルパーやガイドヘルパーの確保が困難である。
- ②障害者ケアマネジメント従事者が不足している。
- ③聴覚障害者、視覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援に当たる者、相談員が不足している。
- ④個々の障害者のニーズに即応できる地域のサービス資源として、ボランティアのより一層の確保が必要である。
- ⑤障害者は、それぞれの個人にあった介護者を必要としており、これに一律のヘルパー資格を当てはめるべきではない。

(2) 質の確保

- ①障害の重度化や多様化が進む中で、支援に当たる者の専門性や支援技術の向上のために、支援に当たる者や事業者の努力と、行政の支援が必要である。
- ②窓口となる市町村職員の専門的な知識・経験が確保される必要がある。
- ③障害者ケアマネジメント従事者の資質の向上を継続的に進めるべきである。
- ④支援に当たる者のサービスの質を担保する上で、第三者評価を進める必要がある。
- ⑤ヘルパーの質の評価は、当事者が決めるべきである。
- ⑥当事者によるヘルパー養成のプロセスも、専門性として評価するべきである。

地方自治体における障害者（児）施策の現状と課題

支援費制度移行後の障害者（児）福祉施策の 問題点と今後の方向性について

平成15年11月14日
全 国 知 事 会

本年4月に施行された支援費制度については、当事者の選択による障害者福祉サービスの提供を可能とし、また、地域生活支援を大きな柱とする制度として発足したものであり、実施主体である市町村において、積極的に制度の普及に向けた取組みが行われているところであるが、その円滑な施行という点で問題が生じている。とりわけ安定的な財源の確保に関しては、制度施行の初年度でありながら、その存続自体が危ぶまれかれない憂慮すべき事態となっている。支援費制度の理念の実現及び安定的運営を確立するため、国は、制度の実施状況の把握と地方団体の意見を踏まえ、財源の確保をはじめとした対応を早急に図るよう強く求める。

1 サービスの基盤整備について

- ・グループホームについては、地域生活への移行推進の柱として、事業者からの要望が大幅に増加しているものの、今年度の国庫補助の見通しが不透明なことから、新規の指定を控える動きがある。
- ・デイサービスやホームヘルプサービスについては、事業者新規参入の少ない地域や、一定程度の事業者が確保されていても障害者への対応困難等を理由に実質的に利用を受け入れない事業者が散見されるなど、サービスを実質的に「選択」できない状況がある。
- ・国の責任において財源を確保し、2分の1相当額を確實に市町村に助成するとともに、障害者プランの方向性に沿って、施設サービス重視から在宅サービス重視に施策をシフトさせ、施設支援から居宅支援への財源配分の変更を図るべきである。
- ・介護保険の指定事業者の参入を促すための報酬単価設定の見直しや、事業者指定要件緩和、従事者の資質の向上を図るための研修課程の設置などが必要である。
- ・制度に狭間が生じている中高生へのデイサービスの対象者の拡大など、障害別、法別の壁を取り払い、相互にサービスを利用できる仕組みとしていくことが望ましい。

2 サービス利用にかかる仕組みの整備について

- ・障害者のサービス利用にあたっては、ケアマネジメントの手法が重要な役割を担うが、制度上位置づけられておらず、適切な支援が得られない場合が生じている。障害者への相談支援を円滑に行うことができるよう、障害者ケアマネジメント従事者を支援費制度に明確に位置づけ、その運営にかかる費用保障の仕組みを設けるとともに、十分な専門性を確保することが必要不可欠である。
- ・市町村障害者生活支援事業、障害児（者）地域療育等支援事業については、事業が十分に浸透する前に一般財源化されたこともあり、未設置圏域が多く、事業の拡充が困

難な状況となっている。相談支援体制について、3障害を統合した総合的な相談支援体制の充実強化が望まれる。

- ・ホームヘルプサービス事業については、支給決定のガイドラインが示されていないことにより、支給にあたっての解釈が分かれ（特に移動介護における余暇活動の支援）、市町村間での格差や混乱が生じている。したがって、国においては、より具体的な判断基準を作成することが必要である。

3 ホームヘルプサービス国庫補助基準について

- ・ホームヘルプサービスは、障害者の地域生活を支援する上で根幹となる事業であり、どの市町村においてもその事業量が伸びているため、サービス提供量に見合った財源をどう確保するか各自治体は苦慮している。
- ・国庫補助基準額案が示されたことを受け、一部の自治体では、これに合わせてサービス量の上限を設定したことから、利用者から不服申立てが多数出されているという状況も生じている。今年度の予算内示の状況によっては、さらに支給決定に消極的になる市町村が出てくるものと予測される。
- ・今後ともホームヘルプサービスに対するニーズは増加することが想定されているが、ニーズの増加に見合う国庫補助金の確保が十分でない場合、支援費制度への信頼性が揺らぐこととなる。
- ・国庫補助基準について、国は「国庫補助基準は市町村に対する補助金の交付基準であって、個々人のサービスの上限を定めるものではない」としているが、支給量決定の仕組みと補助基準の間には整合性を持たせるべきである。
- ・市町村が支援費の支給決定を行うための具体的な基準と、それに対応した補助基準を定めるべきである。その際、障害の特性に応じた配慮を十分行うことが必要である。
- ・今年度の国庫補助額の配分に関する考え方方が示されたが、ホームヘルプサービス事業費等について、事業実施主体である地方自治体に一方的に負担を押しつけるものとなっており、とうてい納得できるものではない。サービス拡大に積極的に取り組んだ自治体の努力を削ぐ結果にならないよう、必要があれば補正予算を計上するなど、国において財源を確保するよう強く求めるものである。

4 その他

- ・地域生活の継続を支え、施設から地域生活への移行を促進するためには、サービス基盤の拡充が不可欠であるが、居宅サービスの維持・拡充を図るうえで、安定した財源の確保が重要な課題となっている。制度発足初年度において、多額の財源不足を生じている事態に関しては、制度の円滑な施行について重大な懸念を抱かざるを得ない。国は充分な財源を確保し、制度設計にかかる責務を果たすべきである。
- ・また、高齢者と障害者の垣根を超えて、それぞれの福祉サービスの充実及びその財源確保を図り、真のノーマライゼーションの理念を実現するため、支援費制度と介護保険制度の整合性を図るとともに、現在の介護保険制度見直しの議論の中で、十分な議論が行われるよう求めたい。

障害者（児）福祉施策の現状と課題

平成 15 年 11 月 26 日
全国市長会・社会文教部

標記について、本会に設置されている社会文教委員会所属の 18 市長（地域バランス、人口規模別を考慮して抜粋）に照会したところ、各市福祉担当課長等から様々な回答が寄せられたが、このうち主要な意見と考えられるものを次のとおり整理した。

1. 支援費制度に係る国庫補助金について

- ・利用者に対し必要なサービスメニューとサービス量を提供するためには、市町村に対する国の財政支援措置が不可欠である。
- ・将来的には、障害者福祉に係る財源を地方に移譲するべきである。[中核市]
- ・支援費制度への移行に伴い、サービス利用者が急増しているが、当該財源の 2 分の 1 相当額については、確実に確保されたい。
- ・従来の措置制度においては、行政が支給総量をコントロールすることができたが、支援費制度では、数量規制の仕組みがない。そのような状況のもとで、国庫補助を全国単純平均で制限する仕組みにより、果たして適切に対応できるのか。

2. サービス基盤の整備について

- ・居宅・施設両サービスともに基盤整備が立ち遅れしており、現時点では、利用者から見て選択肢が少ない。
- ・受入れ体制が十分に整っていないため、利用者がサービスを選択するというよりは、利用者が事業所側に選択されるという形になっているのが現状である。
- ・知的障害者のグループホーム事業所については、未だに国との協議が必要とされているため、事業の開始が遅れている事業者が多くある。
- ・各自治体の体力によって、サービス水準に格差があるので、その解消に努める必要がある。
- ・介護保険や少子化対策と同様に、障害者に対しても、より手厚い措置が必要である。また、3 障害の中で、精神に係る事業が他の 2 障害と比べて劣る傾向にあるが、同じ水準で事業を推進する必要がある。[政令市]
- ・サービス提供事業所の職員や市の相談業務担当者等の人材育成が重要である。

3. サービス利用に係る仕組みの整備等について

- ・支援費制度では、障害者ケアマネジメントが制度化されていないため、実質的に市町村がケアマネの中心的機関にならざるを得ない。専門性を要する分野であることから、障害者ケアマネジメントを制度化するとともに、その運営費用を確保する必要がある。
- ・支援費制度の導入により、在宅サービスに関する支給量が増加しており、市が決定する支給量を如何に管理するかが課題となっている。一定のルールのもとに支給量を管理し、支給決定における透明性と公平性を図る必要がある。
- ・支給決定の方針は各自治体により異なるため、利用者に不公平感を与えるおそれがある。自治体間の均衡を図り、支給決定における公平性を利用者に明らかにするため、支給決定についての「ガイドライン」を国において策定されたい。
- ・利用者負担金は、利用者の応能による負担を求めるものであるが、多くの利用者が低額又は無料であり、利用者負担に上限があるとは言え、負担の不均衡が生じている。また、施設支援費と居宅支援費の間にも、大きな不均衡が生じているのが現状である。〔中核市〕
- ・障害者の企業等への就労は少なく、厳しい経済情勢とも相俟って、状況は深刻さを増している。障害者の特性に合わせたきめ細かな支援と、身近な地域における総合的な就労・生活支援体制の整備が必要である。〔政令市〕
- ・住民と協働した地域福祉ネットワークの構築、地域における新しいサービスのシステムづくりが必要である。また、民間と行政の役割分担のあり方についても見直していく必要がある。
- ・重度の知的障害者でもグループホームでの生活が可能となるなど、在宅サービスをコーディネートできる「地域生活支援センター」を設置することが重要であり、広域的視点から、都道府県にリーダーシップを発揮してもらう必要がある。〔5万人未満都市〕
- ・支援費制度における居宅生活支援の移動介護において、公共交通機関の発達していない地域では、車による移動が不可欠であるので、これを支援費制度の中に取り入れる必要がある。
- ・身体、知的、精神の各サービス体系のはざまに置かれてしまう人や、高機能自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）など従来の障害者福祉制度の中では支援の対象になりにくい人への支援策について検討する必要がある。〔政令市〕
- ・障害者及び介護者の高齢化に伴い、高齢者施策との連携や「親なき後」の問題など、後見的支援に対する取組みが必要である。〔政令市〕
- ・児童デイサービスについては、中学生・高校生も対象とする必要がある。

- ・看護学級・養護学校に通学している児童について、一部、放課後児童健全育成事業の中で受け入れを行っているが、健常児童と合同であるため、設備・スタッフの対応等が十分でなく、保護者の気持ちに応えられない。
- ・保健、医療、福祉、就労、教育など個々の施策が縦割りとなっており、総合的支援が難しい。[政令市]
- ・「障害」や「障害のある人」に対する市民の理解を深めるための啓発事業を更に推進する必要がある。

障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会（第12回）議事概要

1 日時

平成15年11月26日（水）14時00分～17時00分

2 場所

厚生労働省18階専用第22会議室

3 出席者

（委員）江草座長、板山座長代理、有留委員、安藤委員、大熊委員、大濱委員、京極委員、笹川委員、佐藤委員、高橋委員、谷口委員、早崎委員、村上委員、森貞述委員、森祐司委員、山路委員、尾上浩二氏（中西委員の代理）

（ヒアリング参集者）坂出市長・全国市長会社会文教委員会委員長 松浦稔明氏、安芸たかた広域連合介護福祉課長 花尾智恵夫氏

（厚生労働省）小島社会・援護局長、塩田障害保健福祉部長、村木企画課長、高原障害福祉課長

4 議事

（1）全国市長会及び安芸たかた広域連合（全国町村会推薦）からのヒアリング

資料に基づき、全国市長会・社会文教委員会委員長である松浦稔明坂出市長及び安芸たかた広域連合の花尾智恵夫介護福祉課長から、意見発表があった。それぞれの発表の後、意見交換を行った。

（2）サービス供給を支える基盤の在り方

資料に基づき、事務局から説明を行い、その後、意見交換を行った。また、村上委員から資料が提出され、説明があったほか、太田委員の提出資料について、事務局から紹介をした。

（3）その他

有留委員及び東京都福祉局障害福祉部の渡邊副参事から、東京都における支援費制度を支える取組について、資料に基づき説明があった。

5 主な意見

- 障害者福祉に係る経費は、障害者が地域で生活するために必要なものであるので、国の責任においてきちんと財源を確保すべき。
- 障害者福祉は特定の人だけの問題ではない。一定の比率で障害を持って生まれてくる人達は必ずおり、そのことに関して、社会的に支え合うという意味では、社会保険の概念は、障害者福祉になじむ。
- どれくらいの人数にどれくらいの予算が使われているかという問題もあるが、支援費総額のうち、施設訓練等支援費が84%も占めているのは問題ではないか。
- 支援費制度は、身边に必要なサービスがあり、実際に使えることを前提として成り立つ仕組みであることから、指定は受けたものの、実際にサービス提供を行っていない実態があるのであれば、議論していかなければならない。
- 視覚障害者の介助は技術的に難しいことではないが、養成研修の時間数を修了しないヘルパーとして登録できないという問題がある。また、永年にわたってボランティアで常時介護をやっていても資格がないということで、ヘルパーの仕事ができないという人がおり、ヘルパーの養成研修の在り方について検討が必要。
- 介護保険制度は、ニーズに対して、フレキシブルに財源を拡大できる仕組みであるので、介護保険制度のスキームを活用した障害者サービスの検討が必要。
- 介護保険ありきの議論は適切ではなく、財源をどのように確保すればいいかという議論から始めるべき。

(以 上)